

特定非営利活動法人後見ネットかがわ 業務委員会設置規程

(目的)

第1条 特定非営利活動法人後見ネットかがわ(以下、「法人」という)は、定款第4条(1)、(3)、(4)に規定する事業の運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(業務委員会)

第2条 法人は、法人後見、法人後見監督業務等を適正に実施するため、業務委員会を設置する。

2 業務委員会は、次の各号に規定する事項について審議する。

- (1) 法人後見または法人後見監督の受任・受託依頼についての審議・決定
- (2) 法人後見または法人後見監督の担当者についての審議・決定
- (3) 権利擁護に関する問題ケースの相談及び問題解決に関する支援
- (4) その他必要とする事項

(業務委員会の構成)

第3条 業務委員は、法人の理事及び会員から理事長が委嘱する。

2 業務委員は10人以内とする。

3 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし再任は妨げない。

(業務委員会の運営)

第4条 業務委員会に委員長と副委員長を各1名置く。

2 委員長、副委員長は、業務委員会委員の互選とする。

3 委員長は、業務委員会を代表するとともに、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

5 業務委員会は、委員長が招集する。

6 業務委員会は、委員総数の過半数の者が出席しなければ、その議事を開くことができない。

7 業務委員会の議決は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(個人情報保護)

第5条 委員会業務に関わるものは、職務上知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、また不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会において別に定める。

附 則

この規程は、平成25年3月4日から施行する。